

## 介護福祉施設サービスの安全対策体制加算の基準

改定前	改定後	改定のポイント
<p>(新設)</p>	<p><b>【平成12年21号告示】</b></p> <p>5 <u>別に厚生労働大臣が定める基準を満たさない場合は、全管理体制未実施減算として、1日につき5単位を所定単位数から減算する。</u></p>	<p>特養等における安全対策体制加算の基準です。</p> <p><b>【制定の理由】</b> 特養等における安全対策体制の強化が求められています。</p>
<p>(新設)</p>	<p><b>【平成12年95号告示】</b></p> <p><u>八十六の二 介護福祉施設サービスにおける安全管理未実施減算の基準</u></p> <p><u>指定介護老人福祉施設基準第三十五第一項に規定する基準に適合していること。</u></p>	<p><b>【改定のポイント】</b> 39号告示に定められた特養における安全対策（①事故発生防止指針の整備、②事故発生時等の報告・改善策の職員への周知徹底、③事故発生防止委員会・職員研修の定期的実施）が行われていない場合は1日5単位減算となります。</p> <p>● <b>特養の安全対策</b>（①事故発生防止指針の整備、②事故発生時等の報告・改善策の職員への周知徹底、③事故発生防止委員会・職員研修の定期的実施）が行われていない場合、介護報酬上のペナルティとなつて、対策の徹底がより強く求められます。</p>
<p><b>【平成11年39号省令】</b></p> <p>(事故発生の防止及び発生時の対応)</p> <p>第三十五条 指定介護老人福祉施設は、事故の発生又はその再発を防止するため、次の各号に定める措置を講じなければならない。</p> <p>一 事故が発生した場合の対応、次号に規定する報告の方法等が記載された事故発生の防止のための指針を整備すること。</p> <p>二 事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が報告され、その分析を通じた改善策を従業者に周知徹底する体制を整備すること。</p> <p>三 事故発生の防止のための委員会及び従業者に対する研修を定期的に行うこと。</p> <p>2 指定介護老人福祉施設は、入所者に対する指定介護福祉施設サ</p>	<p>(変更なし)</p>	

<p>サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村、入所者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。</p> <p>3 指定介護老人福祉施設は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。</p> <p>4 指定介護老人福祉施設は、入所者に対する指定介護福祉施設サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。</p>		
---	--	--